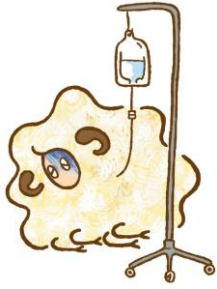


ノロウイルス感染症の予防とその対策

ノロウイルスは、ヒトからヒトへと感染し、いつまでも汚染された場所で生きている生命力が強いウイルスです。そのため、適切な対応をしなければ、感染が広がり次々と感染者が出る可能性があります。さまざまな予防方法・対応策を組み合わせることで、感染リスクを軽減することができ、感染やその広がりを防ぎます。



ノロウイルスに感染すると、1～2日後に吐き気やおう吐、腹痛、下痢、発熱といった症状が1～3日続き、いわゆる「感染性胃腸炎」をひきおこします。乳幼児や高齢者などでは、症状が重くなる場合があります。注意が必要です。

ノロウイルスへの感染の可能性は、「食べ物から」と「感染した人の汚物(食べ物以外)から」の2つに分類することができます。

○食べ物から

- ①食べ物そのものに何らかのきっかけでウイルスが付着し、それを食べた場合感染した人が調理をし、その人の不十分な手洗いなどから手、調理器具から食べ物へとウイルスがうつり(汚染され)、それを食べた場合 と
- ②感染した人が調理をし、その人の不十分な手洗いなどから手、調理器具から食べ物へとウイルスがうつり(汚染され)、それを食べた場合におこります。

■予防方法は…

- 調理をする人は調理前に十分に手洗いをすること。
- 腹痛や下痢の症状があるときは、調理を控えること。
- 「生」で食べるのは、必ず「生食用」を使うこと
- 生鮮食品は、十分に洗浄すること。
- 食品の加熱は、十分にすること(中心温度が85度以上1分以上)。
- 調理器具(まな板や包丁など)をこまめに消毒すること。
- 井戸水など消毒が不明な水は、煮沸して使用すること。



○感染した人の汚物(食べ物以外)からの感染

ウイルスは、感染した人のおう吐物、下痢便などの汚物に含まれます。そのため、

- ① 汚物処理をした人の不十分な手洗いから、その人が触ったドアノブ、手すり、タオルなどにウイルスが付着し、それを触った人の体内に何らかのきっかけでウイルスが入った場合、
- ② 不十分・不適切な処理によって衣服、じゅうたん、家具などに残っていたウイルスが空中に浮遊し、何らかのきっかけでウイルスが体内に入った場合におこります。

■予防方法は…

- バスタオルや手ふきタオルなどの共用を避けること。
- 下痢などの症状のある人は、最後に入浴し、浴槽に入らないこと。
- 汚物や汚物によって汚れた衣服やタオル、じゅうたんなどには不用意に近づかない、触らないこと。

■感染を広げないための対応策は…

- 汚物だけでなく、汚物が飛び散ったと考えられる周囲の家具や壁なども汚物と同様に次亜塩素酸消毒液で処理をすること。
- 汚物だけでなく、汚物で汚れたものや汚物処理に利用したペーパータオル、ぞうきん、マスク、手袋、エブロンなどは廃棄すること。
- 廃棄に当たっては、それらを直接触らないように注意しながら、ビニール袋に入れて口をしっかりと閉め、捨てること。
- 汚物処理を行った人は、十分な手洗い、うがいをする事。
- 感染した人と同じ部屋にいないようにすること。

□汚物処理の手順

- ・処理をする人は、必ずマスク、手袋を着け、直接汚物に触らないようにします。
- ・処理をする人は、自分の衣服に付着しないように、必ずエブロンなどをつけます。
- ・汚物には、ペーパータオルをかぶせ、周囲2、3メートルに次亜塩素酸消毒液を散布します
- ・ペーパータオルで汚物を取り除いた後、さらに外側から中心に向かって拭き取ります。
- ・拭き取り後、再度次亜塩素酸消毒液を散布し、10～15分おいてから、また拭き取ります。



次亜塩素酸消毒液のつくり方

次亜塩素酸の消毒薬の適切な塩素濃度は0.1%です。市販の塩素系漂白剤(ハイターなど)の多くは、塩素濃度が約5%です。そのため、50倍に希釈して(うすめて)使用します。希釈の目安としては、1Lの水に対し、20mLの塩素剤を入れます。

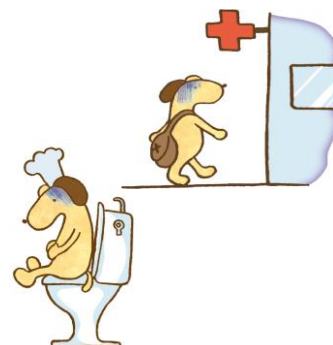
施設における感染拡大防止の留意点

1 施設管理と連絡体制の整備を整備する

施設入所者や利用者とその家族、職員とその家族など、誰に感染(疑い)があるのか、施設管理者へ速やかに報告があるよう、体制を整えておくことが、感染拡大防止となります。また連絡を受けた施設管理者は、その都度対応を判断しなければなりません。早期に保健所に相談することで、判断に必要な情報を入手することが可能です。

2 職員(特に調理従事者)とその家族に体調不良者が出た場合

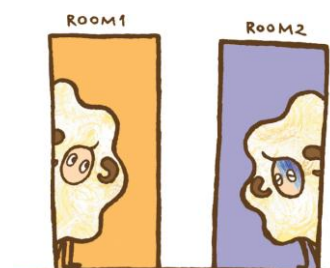
施設の入所者や利用者への感染防御の観点から、管理者は、その職員を休ませるなどの対応を判断しなければなりません。特に調理従事者には検便を実施するなど、より厳密な対応が必要です。



3 入所者に感染があった場合

入所者の症状の有無によって可能な限り部屋分けをし、そして、対応する職員を入所者の感染の有無によって分けます。

感染者への対応は、マスクや手袋の着用が有効です。使用後は、それらをすみやかに廃棄し、その都度次亜塩素酸によって消毒すること、また、やむを得ない場合には、使用したマスクや手袋は次亜塩素酸によって消毒したのち再利用とする。



4 利用者に感染があった場合

利用者が触ったと考えられる場所やおう吐物の処理後の場所などの次亜塩素酸による消毒や、接触した職員やその他の利用者の健康状況把握、場合によっては検便を実施するなど、対応します。



5 集団発生した場合

症状のある人は、速やかに病院に受診することを促します。そして、早期に保健所に連絡・相談をして助言を得てください。併せて、市町村などの施設の監督部署にも報告をしてください。

施設入所者や利用者の家族への感染拡大にも留意する必要があります。

